

仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会における
ダイバーシティ・イノベーション推進事業 募集要項

1. 事業の目的

誰もが安心して住み続け、活躍できるまちの実現のため、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会の構成員が持つ技術等を活用し、製品・サービスの改良・創出を目指すプロジェクトについて、その実施主体となる事業者から提案を募集するもの。

2. 募集対象の事業

(1) 実施テーマ

テーマ	募集する事業
ダイバーシティまちづくりに資する製品・サービスの改良・創出	次のいずれかに該当するプロジェクトを公募する。
	① 海外研究者・留学生の受け入れ環境整備に資するプロジェクト
	② ジェンダード・イノベーションの視点を取り入れたサービス開発につながるプロジェクト

(2) 提案・実施にあたっての要件

- ・ 本事業に提案しようとする者は、令和7年7月7日（月）～8月1日（金）までの期間内に、事務局へ事前相談（オンラインでの打合せを想定）を行うこと。
- ・ 本事業の期間は、事業開始日からその日が属する年度内とする。
- ・ 本市の他の助成制度や、国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けている事業は、本事業の対象としない。

3. スケジュール

時期	内容
令和7年7月7日（月）～8月8日（金）17時	応募受付期間
令和7年7月7日（月）～7月14日（月）17時	質問受付期間
令和7年7月18日（金）	質問への回答
令和7年7月7日（月）～8月1日（金）	事前相談期間
令和7年8月12日（火）～8月29日（金）	実施事業者の審査・選定
令和7年9月中旬	結果公表・協定締結
令和7年9月中旬～令和8年2月末	事業実施
令和8年3月上旬	成果報告資料提出
令和8年3月中旬	協議会総会にて報告

※スケジュールは予告なく変更する場合がある。

4. 事業実施者の役割

事業実施者に求められる役割は以下のとおりである。

- ・ 事業内容を企画・提案し、必要なリソースを確保の上、事業を実施する。
- ・ 本市から要請があった場合、適宜状況を報告する。
- ・ 成果物として、成果報告資料を作成する。また、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会の分科会等にて報告する。

5. 負担金の額

(1) 負担金の額

- ・ 市の負担額は、市の予算の範囲内で事業費の 10 分の 10 以内とする。
- ・ 負担金の上限額は、1 事業あたり 500 万円とする。
- ・ 上記負担金の限度額は事業規模を設定するものではない。
- ・ 提案時に提出する経費算出表に事業に要する経費の詳細を記載すること。

(2) 対象経費

本事業実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

以下の経費は対象とならない。

本事業と直接関係のない人件費、備品費（税込 2 万円以上の物品の購入費）、飲食費、被服費、その他本事業に直接関わらない経費

(3) 負担金の支払い

成果報告資料に対する事務局の検収完了後、請求書の提出をもって支払いを行う。支払いは、成果物の提出等完了後の令和 8 年 3 月を予定している。

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす国内法人とする。

- ① 公募開始の時点で、仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会に参画していること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- ③ 仙台市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと。

※ 複数の事業実施者で構成される場合、①の要件については代表事業者が、②から④

の要件については、代表事業者を含め構成する事業実施者のそれぞれが満たすこと。

7. 審査

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、事業実施者を書面による審査の上、選定する。

(2) 審査基準

事業実施者の審査は、以下の各点を評価の観点とする。評価項目の詳細については、下記一覧を参照のこと。

評価の観点	評価項目（例）	配点
適合性	・本事業の目的を理解しているか ・公募条件に合致しているか	10
独自性・革新性	・取り組むプロジェクトに独自性・革新性があるか ・仙台市または東北大学の強みや特徴を生かす創意工夫がなされているか	10
有用性	・取り組むプロジェクトはサービス等の利用者（市民など）にとって価値があるか ・取り組むプロジェクトが実現した場合に社会的インパクトがあるか（社会課題解決に寄与するか）	20
持続性・発展性	・次年度以降の持続的な運用が考慮されているか ・次年度以降の事業発展に向けた創意工夫がなされているか	20
実現可能性	・提案が合理的で実現可能か、スケジュールは妥当か ・事業の実施にあたって業務遂行能力があり、それぞれを遵守する体制・対策の整備が行われているか	20
その他加点項目	・交差性分析を導入した提案になっているか	20

8. 質問票の受付について

事業の応募にあたり、不明点等がある場合には質問を受け付ける。質問の方法については以下を参照すること。

質問票の内容に疑義が生じた場合は、事務局より質問者へ問い合わせをする場合がある。なお、公平性を保つため、個別の問い合わせには一切応じない。また、受け付けた質問については、回答一覧を仙台市公式サイト上で公開する。

受付期間	令和7年7月7日（月）～7月14日（月）
提出方法	下記あてに質問票（参考様式）をメールで提出すること。 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 メール： consortium_stsc@city.sendai.jp 有限責任監査法人トーマツ

	メール：smartcity-sendai@tohmatu.co.jp ※ 参考様式は下記ホームページよりダウンロードすること。 URL: https://www.city.sendai.jp/project/supercity/20240830.html
--	---

9. 応募申込

応募を希望する事業者は、その旨を事務局あてメールで連絡すること。合わせて、事前相談実施の後、必要書類を下記のとおり期日までに提出すること。

(1) 申込方法

仙台市公式サイトから応募様式をダウンロードし、所定の様式に従って提出すること。

受付期間	令和7年8月8日（金）17時まで
提出書類	①申込書（第1号様式） ②サービス提案書（第2号様式） ③経費算出表（第3号様式） ④誓約書（第4号様式） ⑤市税の滞納がないことの証明書（写し・PDF可） ※ ①②③④の様式は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入すること。 URL: https://www.city.sendai.jp/project/supercity/20240830.html
提出方法・提出先	下記あてに提出書類をメールで提出すること。 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 メール：consortium_stsc@city.sendai.jp 有限責任監査法人トーマツ メール：smartcity-sendai@tohmatu.co.jp

(2) 注意事項

- ・ ②サービス提案書は、パワーポイント形式、A4、20枚まで、フォントサイズ 10.5pt 以上で記載すること。
- ・ ③経費算出表は、「5. 負担金の額」の記載を参照の上、本事業を推進するにあたり、必要とする負担額を記載すること。なお、今回の事業実施に直接的に必要なかつ期間内においてのみ必要となる経費に限定して記載すること。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・ サービス提案書等の内容に疑義が生じた場合は、事務局より提案者へ問い合わせをする場合がある。

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正に事業実施者を特定し、令和7年9月下旬に発表予定である。特定結果については応募者に個別に通知する。なお、選考過程は一切公表しない。また、選考過程に関する質問も一切受け付けない。

10. 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

応募申込時に提出する個人情報の取扱いについて、以下を承諾すること。

- ・ 受領した個人情報は、本市が本事業の目的の範囲内でのみ利用する。
- ・ 提出者は、申込書に記載した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。

(2) 応募申込時の提出書類の取扱い

応募申込時に提出された書類は、提出者に無断で本事業の目的以外に使用しない。ただし、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となることに留意すること。

(3) 事業者及びプロジェクトの公表

本事業にて選定された事業者の名称、プロジェクト内容、成果報告資料、報告会発表資料等については、仙台市公式サイト上にて公表予定のため、これを承諾すること。

(4) 知的財産権、使用权等について

- ・ 本事業にて作成した成果報告資料、報告会発表資料の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 本事業を通じて事業実施者が新規に開発したアルゴリズムやサービスについては、本事業終了後、事業実施者に権利が帰属する。
- ・ 本事業終了後、サービス実装への移行に伴って調整・変更等が必要な事項については、別途本市と事業実施者が協議して決定する。その際、必要な書類等を本市から求める場合がある。

(5) 秘密保持について

本事業を通じて知り得た情報について、本事業の用に供する目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。本事業終了後も同様とする。

(6) その他

審査委員会における意見を踏まえ、事業実施において対応を依頼する事項を採択時に特記事項として条件を付す場合、これに応じること。

事務局

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 加藤、菊地

住所：仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1

電話：022-214-1254

メール：consortium_stsc@city.sendai.jp

有限責任監査法人トーマツ 佐久間、川田、櫻井

メール：sendai-smartcity@tohatsu.co.jp